

笑顔と元気があふれ 輝く町

第11次三朝町総合計画
後期基本計画

令和6年3月

鳥取県三朝町

目 次

第1編 後期基本計画策定にあたって

第1章 後期基本計画策定の目的	1
第2章 総合計画の構成と期間	
1. 基本構想	2
2. 基本計画	2
3. 推進計画	2
第3章 総合計画の役割と修正	
1. 計画の役割	3
2. 計画の修正	3
第4章 後期基本計画の概要	
1. 目指す将来像と基本理念	4
2. 実現のための行動宣言	5
3. 分野別将来像と政策の基本方針	6
4. 計画の体系図	7
第5章 後期基本計画における考え方	
1. 検証および成果の確認と見直し	8
2. 地域を運営する組織や各集落との共生	8
3. 財政状況を考慮した施策の優先	8
4. 個別計画との関係	8

第2編 後期基本計画

第1章 感性と自立心を育む町	
1. みささ教育のすすめ	9
2. ふるさとを愛する人づくり	12
3. 自立と社会参加のすすめ	14

第2章 支え合いでつながる町

1. みんなで創る、みささのつながり 17
2. 未来につなげる公共交通 19
3. 安全・安心な生活 20

第3章 いのちと健康を育む町

1. いのちを育て・守り・支える 22
2. 健康長寿のすすめ 25
3. 共生社会を目指して 28

第4章 豊かな資源を活かす町

1. 観光業の活性化 29
2. 商工業の活性化 31
3. 農林業の活性化 32
4. 地域資源の活用に向けて 34

第5章 笑顔で元気に暮らせる町

1. みささらしい暮らしを創る 36
2. つながりを大切にする地域づくり 39

第 1 編

後期基本計画策定にあたって

- 第 1 章 後期基本計画策定の目的
- 第 2 章 総合計画の構成と期間
- 第 3 章 総合計画の役割と修正
- 第 4 章 後期基本計画の概要
- 第 5 章 後期基本計画における考え方

第1章 後期基本計画策定の目的

総合計画は、すべての行政活動の基本となる自治体の最上位計画であり、町民と行政が一体となって町づくりを進めていくための中長期的な指針となるものです。

三朝町では、町の明るい未来を開くため、町民と地域、行政が共に考え、汗をかき、暮らしやすい新しい町づくりを進めるため、町の目指すべき新しい将来像を掲げ、その実現に向けた基本的な方針と施策の内容を明らかにすることを目的として、令和元年度に「第11次三朝町総合計画」を策定しました。

現在、「“みささ”する」を合言葉に「笑顔と元気があふれ 輝く町」の実現を目指して、前期基本計画に基づき各施策に取り組んでいるところですが、人口減少問題をはじめ、新型コロナウイルス感染拡大、物価高騰といった国内の社会・経済情勢が年々大きく変化している時代にあって、本町においてもその影響は甚大であり、ますます多様化・複雑化する町民ニーズに対し、さまざまな分野において新たな対応が求められています。

そこで、前期基本計画の計画期間（令和元年度～令和5年度）が終了することを機に、総合計画の目標達成に向けてその進捗状況や実績を検証するとともに、引き続き「笑顔と元気があふれ 輝く町」の実現や、町民と行政が連携、協働して地域資源を活かしたまちの活力や魅力を高めていく施策展開を図ることを目的として、令和6年度から令和10年度までを計画期間とする後期基本計画を策定しました。

第2章 総合計画の構成と期間

総合計画は、全ての行政活動の基本となる自治体の最上位計画であり、町民と行政が一体となって町づくりを進めていくための中長期的な指針となるもので、「基本構想」「基本計画」「推進計画」の3編で構成し、それぞれの役割と期間は、次のとおりです。

1. 基本構想 ～町づくりの指針（基本方針）を定めます～

「基本構想」は、将来の本町の目指すべき発展する方向を見定め、将来の三朝町のあるべき姿を示すとともに、その実現に向けた基本的・長期的な施策の方向性を明らかにする「町づくりの指針」を定めるものです。

基本構想の期間は、令和元年度を初年度とし、令和10年度を目標年度とした10年間とします。

2. 基本計画 ～施策を実現へ進める事業を取りまとめます～

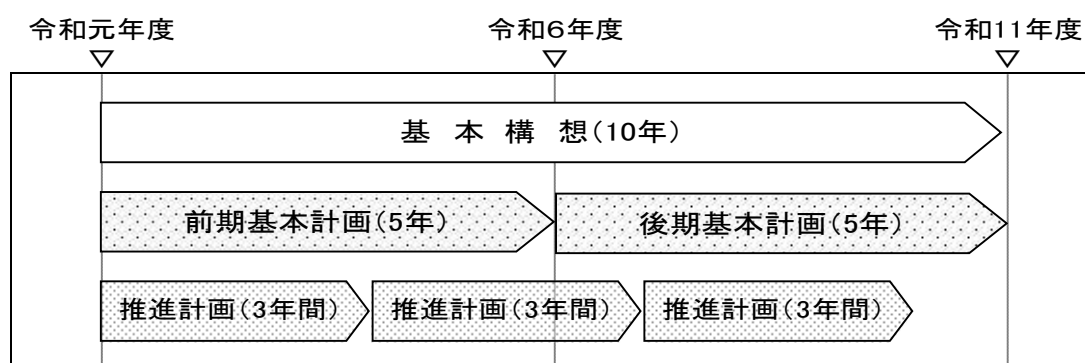
「基本計画」は、基本構想に基づき実施する基本的な施策を示すもので、施策の長期的目標と施策の体系及び主要施策を示したものです。

基本計画の期間は、基本構想の期間を前期と後期とに分け、令和元年度から令和5年度までの5年間を「前期基本計画」とし、令和6年度から令和10年度までの5年間を「後期基本計画」とします。

3. 推進計画 ～目標達成の具体的手段として取り組みます～

「推進計画」は、基本計画の方針を受け、各年度における事業の進捗状況、財政状況を勘案しつつ、3年ごとに計画内容の見直しを行っていくものです。

第11次三朝町総合計画の構成



第3章 総合計画の役割と修正

1. 計画の役割

●町民にとって……町づくりの共通目標

将来に向けた町づくりの必要性とその方向を、わかりやすく示すことにより、町民が主体的に町づくりに参加し、行政と協働して取り組んでいくための共通の目標となります。

●行政にとって……町づくりを進めるための指針

町行政においては、社会情勢が厳しさを増すなか、行財政の健全な運営を基本とし、将来にわたって持続的な町づくりに取り組むための、総合的な指針となります。

2. 計画の修正

町の行財政は、時代の変化や要請に対し的確に対処しながら、適切に運営されるべきものです。その指針となる総合計画においても社会的・経済的条件や町民の意向の変化を踏まえ、方針や施策を見直す必要が生じます。常に実現性のある計画とするため、必要によっては、修正などの弾力的な処置を講じるものとします。

第4章 後期基本計画の概要

1. 目指す将来像と基本理念

将来像は、本町が令和10年度に目指す姿を示すものであり、三朝町らしい町づくりの象徴となるものです。

本町を取り巻く状況は大きく変化していますが、未来の三朝町を創造していくため、町で暮らす一人ひとりが笑顔と元気にあふれ、いきいきと活躍できる町を目指し、三朝町のあるべき姿を次のように定めています。

笑顔と元気があふれ 輝く町

この目指すべき町の将来像を実現するため「基本理念」を

「まち」と「ひと」個性が交響する町づくり

として、各分野の政策を実践していきます。

本町は、自然、歴史、文化、温泉、人材など多くの魅力的な資源を有し、これらは町の個性を形成しています。一方で、過疎化や人口減少、少子高齢化、後継者不足などの課題も、町が持つ個性として捉え、すべての個性を最大限に活かしながら新しい町づくりに取り組んでいます。魅力的な資源は拡大し、課題は良いものと組み合わせるなど、すべての個性をお互いに響き合わせる（交響する）ことで、プラスの町づくりに挑戦し、笑顔と元気があふれる心豊かな生活を築くことを目指します。

2. 実現のための行動宣言

実現のための行動宣言とは、町づくりの主役となる町民が地域で元気に活躍し、“みささ”の個性を活かした町づくりを進めるためのものです。「笑顔と元気があふれ 輝く町」の実現に向けた心構えをここに宣言し、行動していきます。

新しい町づくりに向け、町民は自ら主体的に取り組み、生活の中で地域の人との関わりを大切に、外部の人材を含む三朝町の応援団の力添えをいただきながら、何事にも積極的なチャレンジと改革の歩みを進めます。

実現のための行動宣言

「“みささ” する」

～やってみよう、つながろう、つくりだそう～

“みささ” するとは、町づくりに向けて起こす行動を総称する言葉です。三朝において、住民と行政が共に動き、町民同士はもとより町を訪れる人とつながり、未来に向けて新しい「みささ」を創り出す、そんなことをイメージしています。

私たちは、「やってみよう」、「つながろう」、「つくりだそう」という3つのアクションを合言葉に、「笑顔と元気があふれ 輝く町」を目指した行動を展開していきます。

●やってみよう

時代の変化を的確に捉え、あらゆる分野において“みささスタイル”で新たな取組みに挑戦します。社会全体が持つ変革に向けた原動力を活用し、発展的に新しい「みささ」を創ります。

●つながろう

人、地域、観光業、商工業、農林業など、あらゆる分野の垣根を越えたつながりを活かしながら町を発展させていきます。また、その中で育まれる福祉や防災への意識を高め“みささスタイル”でつながる町づくりに取り組みます。そして、つながりの中で生まれる「みささの温かさ」を、しっかりと次世代へつなげます。

●つくりだそう

これからの時代、町の宝である子どもたちの健やかな成長を応援することはもちろん、小さな町が輝きを増すためには、地域や町を盛り上げる人づくりが大切です。人が育ち、地域が育ち、産業が育つ、“みささスタイル”の町づくりを進め、未来へ羽ばたく「三朝町」を創り出します。

3. 分野別将来像と政策の基本方針

三朝町総合計画では、町づくりの「基本理念」を踏まえ、分野別の町の将来像を次のように設定しています。この将来像は、基本計画の各行政分野における施策展開の方向性を示し、未来のあるべき町の姿をイメージしたものです。

将来像の実現に向け、基本方針を定めます。政策分野を枠組みとした基本計画では、この基本方針に従って各政策分野を展開しています。

5つの「分野別将来像」

- 1 感性と自立心を育む町
- 2 支え合いでつながる町
- 3 いのちと健康を育む町
- 4 豊かな資源を活かす町
- 5 笑顔で元気に暮らせる町

4. 計画の体系図

【町の将来像】 笑顔と元気があふれ 輝く町 【基本理念】 「まち」と「ひと」 個性が交響する町づくり	分野別将来像	基本方針	政策分野
	感性と自立心を育む町	○みささ教育のすすめ	学校教育の充実
○ふるさとを愛する人づくり		次代を担う人づくりの推進	
		文化芸術の振興	
○自立と社会参加のすすめ	生涯学習の振興		
	スポーツの振興		
	協働による地域の活性化		
支え合いでつながる町	○みんなで創る、みささのつながり	消防、防災体制の充実	
		安全・安心の地域づくり	
	○未来につなげる公共交通	公共交通の確保	
○安全・安心な生活	安定した水供給と適正な排水処理		
	安全で円滑な地域道路網の確保		
	いのちと健康を育む町	○いのちを育て・守り・支える	子育て環境の充実
地域福祉の推進			
地域医療体制の充実			
○健康長寿のすすめ	高齢者福祉の充実		
	健康づくりの推進		
	○共生社会を目指して	障がい児・者福祉の充実	
豊かな資源を活かす町	○観光業の活性化	観光の町の推進	
	○商工業の活性化	商工業のにぎわいづくり	
	○農林業の活性化	農林業のにぎわいづくり	
	○地域資源の活用に向けて	文化財の保存と活用	
産業の振興			
笑顔で元気に暮らせる町	○みささらしい暮らしを創る	多様な暮らし方への応援	
		環境保全と廃棄物の減量化	
	○つながりを大切にする地域づくり	共につながり活力あるコミュニティー	
		国内・国際交流の推進	
		町づくり応援団の充実	
		情報発信と共有の推進	
広域的な連携と計画的な行政運営			

第5章 後期基本計画における考え方

1. 検証および成果の確認と見直し

前期基本計画の検証および目標指数の達成状況などの確認と見直しを行い、評価できる計画とします。

2. 地域を運営する組織や各集落との共生

それぞれの地域や集落の課題を資源や人材を生かしながら、地域や集落の望ましい将来像の実現に向けて取り組むことができる計画とします。

3. 財政状況を考慮した施策の優先

依然厳しい財政状況と認識して、重点課題や施策に優先順位を見定めた計画とします。

4. 個別計画との関係

第11次三朝町総合計画を最上位計画と位置づけ、その理念・目標を受け個別計画が策定されていることを鑑み、後期基本計画は、個別計画との整合を図り策定します。

第2編

後期基本計画

- 第1章 感性と自立心を育む町
- 第2章 支え合いでつながる町
- 第3章 いのちと健康を育む町
- 第4章 豊かな資源を活かす町
- 第5章 笑顔で元気に暮らせる町

第1章 感性と自立心を育む町

- 1. みささ教育のすすめ
- 2. ふるさとを愛する人づくり
- 3. 自立と社会参加のすすめ

1. みささ教育のすすめ

【基本方針】

子どもたちの育ちは、学校、家庭、地域、行政が連携し、町全体が一体となった体制のもとで支える必要があります。

豊かな自然環境や人の輪をはじめとする“みささの良さ”を活かし、確かな学力を身に付け、運動能力を向上させ、人を大切にする温かい心の醸成に努めます。

(1) 学校教育の充実

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 子どもたちへ生きる力を身につけさせるため、誰にとっても魅力ある学校づくりを行うとともに、幼児期から中学校までの園小中連携をさらに強化し、ふるさとキャリア教育をおした本町を誇りに思うみささっ子の育成に取り組みます。
- 子どもたちが主体的に学ぶ意欲と態度の育成、特別な支援が必要な子ども一人ひとりの状況に応じた教育、保育所・小学校・中学校間のつながりのある連携した教育に取り組み、確かな学力を伸ばします。
- 芸術や文化に触れ豊かな感性を育むとともに、他人の痛みや悲しみを理解する優しい心と協調性を育み、不登校児童生徒を含めた児童生徒の悩みに対応する体制を点検・再構築して、子どもたちの豊かな心の醸成に努めます。
- 子どもの発達段階を考慮しながら、体力や運動能力の向上を目指し、運動に親しむ楽しさを育成するとともに、食育や健康教育の充実に努め、家庭や地域と連携しながら健やかな身体を育みます。
- 本町の産業・歴史・文化・自然環境への理解を深め、ふるさと三朝町に誇りと愛着を持つ心を育てます。
- 観光・交流の町としての資質を教育に生かす取り組みを推進し、外国語教育の充実をはじめ、国内外との交流を通じて、社会で活躍する人材の育成を目指します。
- 学校、家庭、地域、行政が、それぞれの立場から連携を図り、地域が一体となって学校を

支援する「教育コミュニティづくり」を推進します。

- 充実した教育活動を実践するため、学校施設づくりと放課後における子どもたちの快適な居場所づくりに取り組みます。
- 安定した学校運営と教職員の資質の向上を通じて、すべての子どもが安心して教育を受けられる体制づくりを進めます。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
確かな学力の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器活用促進事業 ・幼小中一貫外国語習得事業 ・中学校各種検定受験事業 ・英語専科教員配置事業 ・外国語指導助手活動事業 ・学力アップ土曜学習事業 ・メディアとのつきあい方学習事業 ・保小、小中連携強化事業 	ICT活用授業実施率 55% 中学校卒業時に英語で三朝町を紹介できる生徒の割合 90% 3級検定受験率 12% 小学校英語専科教員配置 1名 小中学校各1名配置 中学生8回/年 講演会 年1回（中学校） 年10回	ICT活用授業実施率 70% 中学校卒業時に英語で三朝町を紹介できる生徒の割合 95% 3級検定受験率 30% 小学校英語専科教員配置 1名 小中学校各1名配置 中学生10回/年 講演会 年1回（小中学校） 年10回
豊かな心の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化にふれる事業 ・読書のすすめ事業 ・心の教室相談員配置事業 	年1回 中学生1日の読書時間1時間以上の割合 10.4% 中学校 1名配置	年1回 中学生1日の読書時間30分以上の割合 25% 中学校 1名配置
健やかな体の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・遊びの王様事業 ・中学校運動部活動外部指導者派遣事業 	優勝チーム数 なし 中学校 3名	優勝チーム数 1チーム以上 中学校 4名
豊かな関わりの醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・魅力再発見事業（自然環境編） ・海外短期留学助成事業 ・英語生活体験事業 ・中学生手作り訪仏事業 ・台中市石岡区との中学生相互交流事業 	小学校卒業までに高清水トレイル、小鹿溪散策、馬場の滝、牧の滝体験 実績なし 実施なし 派遣 年1回 相互交流 年1回	中学校卒業までに若杉山登山、小鹿溪散策体験 短期留学生 年1名 年1回 派遣 年1回 相互交流 年1回
ふるさと愛の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・魅力再発見事業（日本遺産編） 	小学校卒業までに三徳山登山体験	小学校卒業までに三徳山登山、中学校卒業までに三朝温泉入浴・食事体験

・魅力再発見事業（歴史文化編）	地域の先人に学ぶ取り組み 年1回	地域の先人に学ぶ取り組み 年1回
学校コミュニティづくりの推進 ・コミュニティ・スクール活動事業 ・学校支援推進事業 (ボランティアによる学校への協力)	令和4年より小中で実施 小中計25人	専任地域コーディネーターの設置 小中35人
教育環境の充実 ・小学校施設整備事業 ・放課後児童拠点施設整備事業 ・小中学校OA機器整備事業 ・ICT支援員配置事業 ・教職員の休暇取得に資する学校閉庁日の設定 ・教職員働き方改革事業	小学校新築工事着工中 現状維持 小中学校タブレットPC 1人1台 1名 夏休み中 年3日 町負担職員配置	小学校施設整備完了済 学童クラブ施設移転済 小中学校タブレットPC 1人1台 1名 夏休み中 年3日 町負担職員配置



2. ふるさとを愛する人づくり

【基本方針】

町の将来を担う人づくりを進めるため、老若男女が年齢に関係なく日々の生活の中で互いに学び合える環境と、それを支える地域の体制が必要です。

温かな笑顔でつながる“みささ”の中で、地域の若者がふるさとの良さを再認識し、「ふるさと三朝」の未来を共に考え、行動していくことを目指します。

(1) 次代を担う人づくりの推進

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 青少年の健全育成に向けて新たな体制づくりを検討するとともに、地域における活動の場として、体験交流活動やボランティア活動に参画できる仕組みを創ります。
- 家庭、地域、行政が一体となり、老若男女が楽しみながら参加できる学びの機会を創ります。
- 家庭が本来の役割を果たし、親と子がともに成長していけるよう、家庭や地域における学習機会の充実を図ります。
- 広報や啓発活動などを通じ、青少年の健全育成に関する情報提供を行うことによって、町ぐるみで青少年を支援していく取り組みを進めます。
- 住民の地域活動への参加と世代間交流・異年齢交流を進め、地域に対する理解を深め、町に誇りと愛着を持った人づくりに取り組みます。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
青少年の健全育成 ・青少年団体の育成	1団体 20人	1団体 50人（中・高・大学生）
家庭・地域教育の支援 ・共に取り組むふるさと教室 ・「子育て12か条」の啓発普及	令和5年度～検討・実施 広報によるPR	地域が自発的に取り組める仕組み及びそれに対する町の支援体制の構築 令和6年度～ 実践に向けた取り組み 年1回 令和6年度～ 広報によるPR 年3回
地域活動などへの参加促進 ・魅力ある地域活動事業	令和5年度～検討・実施	日常的な青少年団体と地域との連携実現
世代間交流・異年齢交流の促進 ・地域協議会との協働による交流事業	令和5年度～検討・実施	日常的な青少年団体と地域との連携実現

(2) 文化芸術の振興

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 町民の文化芸術活動を充実させるため、文化団体連絡協議会などと連携しながら文化芸術団体の育成を図るとともに、多様化するニーズに対応するため、文化芸術活動に携わる新たな指導者の確保に努めます。
- 文化団体連絡協議会や各地域協議会と連携を図り、町民が身近に感じることのできる魅力ある活動をしっかり周知し、町民の参加への意識を醸成します。
- 町民の参画と協働、教育という視点から、総合芸術祭（仮称）を開催し、町民が気軽に本物の芸術文化に触れることのできる環境を創ります。
- 町総合文化ホールの有効活用に向け、運営体制の充実に努め、周辺市町にある文化施設や三朝バイオリン美術館との連携した取り組みを進めます。また、倉吉市に建設予定の鳥取県立美術館との連携を検討します。
- 廃れつつある田舎の手仕事を発掘・復活させ、“みささならでは”の文化としての価値を高めます。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
文化団体などの支援と後継者育成 ・文化芸術サークル団体数と加入者数の増加促進	18団体 167名	20団体 180名
文化芸術機会の充実 ・総合芸術祭（仮称）の開催 ・子どもの文化芸術体験の充実 ・田舎の手仕事発掘・復活事業	実施体制の再検討 令和5年度実施 令和6年度～	令和6年度～ 関係団体との調整 イベント開催（年1回） 毎年実施 令和6年度～ 調査、活動支援
文化芸術施設の充実と利用促進 ・町総合文化ホールの利用促進 ・三朝バイオリン美術館の利用促進	利用者数 30,000人 利用者数 10,000人 (R4：8,604人)	利用者数 45,000人 利用者数 18,000人

3. 自立と社会参加のすすめ

【基本方針】

防災や福祉など住民に必要な施策は、従来の「行政主導」から「行政と住民が協働で取り組む」時代へと移り変わってきています。行政として、生涯にわたって自主的に学び続けることのできる環境を創り、町民が率先して学び、地域づくりなどの社会活動に参加しようとする意識を高めます。

(1) 生涯学習の振興

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 社会情勢の変化や地域の特性、町民ニーズを的確に捉えながら、町の特色を活かした新しい学びの場の創出に努めるほか、電子書籍の導入などデジタル社会に対応したDXを推進します。
- 学校、家庭、地域、民間団体、町内事業者との連携を図り、町全体で地域の実情に即した共育に取り組める体制を構築します。
- 学校教育と連携しながら、地域の歴史などをよく知る高齢者から学びを受けられる機会を創ります。
- 「人権尊重のまち・三朝町」の実現に向け、時代に即した人権学習や啓発活動を推進します。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
生涯学習機会の提供 ・生涯学習講座の開催 ・みささ図書館活用推進 ・三朝大学高齢者学級の開催 ・多面的な学びの場づくり（手仕事・農産加工・ジビエなど） ・プロフェッショナル人材の活用	開催回数 15 回 →三朝大学 8 講座、社会教育講座 5 回、その他特別講座 2 回 貸出冊数 80,000 冊 (R4:79,380 冊) 継続開催 5 回（社会教育講座） 令和 5 年度～検討 企業による社会貢献事業の活用	・開催回数 15 回 →三朝大学 8 講座、社会教育講座 5 回、その他特別講座 2 回 ・地域及び団体の主体的な講座開催を支援 貸出冊数 100,000 冊 継続開催 5 回（社会教育講座） 人材バンクの構築・活用 企業による社会貢献事業の活用
人材の活用と活動の場の充実 ・高齢者×児童生徒 事業	みささ青空体験塾 →参加者 40 名	みささ青空体験塾 →参加者 40 名及びスタッフの確保

	青少年育成事業への参画 →参画機会 10 回以上	青少年育成事業への参画 →参画機会 15 回以上 日本遺産(温泉・三徳山)学習会の開催 →年 2 回
人権の尊重 ・町民人権集会への参加促進 ・人権教育講座への参加促進	参加人数 250 人 参加人数 240 人	参加人数 280 人 参加人数 280 人 地域学習会の新設 年 6 回

(2) スポーツの振興

①後期基本計画（令和 6 年度から令和 10 年度）の実現目標

- 年齢に関係なく、誰でも気軽にスポーツに親しむことができるよう、ニュースポーツの普及や講習会、大会を開催し、新しいスポーツ環境の充実を目指します。
- スポーツ少年団や町民スポーツサークルの活動を支援し、町民の自発的なスポーツ活動を応援します。
- プロフェッショナル人材などを活用したスポーツ基礎講座（仮）を開催し、スポーツの魅力づくりや技術、指導力の向上を目指し、町民のスポーツに取り組む意欲を高めます。
- 生涯を通じて運動・スポーツをする習慣とその動機付けに向けての取り組みを推進します。
- 社会体育施設の老朽化の状況や利用ニーズを踏まえ、計画的に施設整備を進めていくとともに、適切な管理運営体制を整え利用促進を図ります。

②主要施策目標（令和 10 年度）

主要施策	R 5 年度見込	R10 年度目標
スポーツ活動の普及と推進 ・各種大会などの開催及び選手派遣 ・各種スポーツ団体、スポーツ少年団への支援 ・スポーツ推進委員の確保と活用 ・スポーツ基礎講座（仮）の開催 ・地域協議会事業との連携	参加者数延べ 2,000 人 多様なスポーツ活動機会創出に係る支援の検討 定数 12 名の維持及び自主活動の促進 令和 5 年度～検討 モルック、ボッチャなどのスポーツ体験を地域協議会事業として実施	・参加者数延べ 2,500 人 ・町外者の参加促進も目指す（関係人口の創出） 多様なスポーツ活動機会の実現 定数 12 名の維持及び自主活動の促進 年 1 回開催 継続実施
多様なスポーツ活動の普及		

<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員によるニュースポーツなどの普及 ・三朝スポーツの創造 ・地域におけるスポーツ活動実践団体の育成 	スポ推委派遣対象者 300 人 スポーツ推進委員 ・みささ式モルックの発展 ・オリジナル準備体操の研究 ウォーキング事業での実施 保育園での歩育の実施	スポ推委派遣対象者 300 人 三朝町独自スポーツの「鳥取県内普及」 ルディックウォーク同好会の開設 6 地域 運動・スポーツ活動団体の立ち上げ 6 団体
社会教育施設の充実と利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設の利用促進 ・社会体育施設の計画的改修・整備 	利用者数 52,000 人/年 維持管理	利用者数 52,000 人/年 令和 6 年度～各施設の大規模改修実施

(3) 協働による地域の活性化

①後期基本計画（令和 6 年度から令和 10 年度）の実現目標

- 少子高齢化が進行しても、人と地域のつながりを絶やすことなく、誰もが心豊かに暮らしていけるコミュニティの実現に向け、一人ひとりが活躍できるよう、環境づくりに取り組む人材を育成します。
- 三朝町地域づくり指針を町内で共有し、行政との連携のなかで、地域に何が必要なのか、地域で何ができるのかを住民主体で考え、実践する機運を高めます。
- 行政職員と住民が一緒になり、地域の活性化に向けた積極的な話し合いのできる取り組みを進めます。

②主要施策目標（令和 10 年度）

主要施策	R 5 年度見込	R10 年度目標
みんなで取り組む町づくり <ul style="list-style-type: none"> ・町民意識醸成研修会の実施 ・地域づくりアンケートの実施 	町民向け研修会の実施（1 回／年） 検討	町民向け研修会の実施（1 回／年） 令和 6 年度～実施
共に取り組む体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり座談会の開催による町づくり ・町民まちづくりワークショップの開催 ・町づくり出前講座 	令和 5 年度 実施予定 座談会と連携して実施 座談会と連携して実施	実施（1 回／年） 実施（1 回／年） 地域づくり指針説明会 6 地域 実施（1 回／年）

第2章 支え合いでつながる町

1. みんなで創る、みささのつながり
2. 未来につなげる公共交通
3. 安全・安心な生活

1. みんなで創る、みささのつながり

【基本方針】

安全で安心できる日々の暮らしは、身近な人と人とのつながりで支えられています。防災体制の充実に取り組むことに加えて、いつ発生するかわからない自然災害に対応するため、家族や地域で自主防災体制を整備し、日ごろから共助での取り組みを進め、人と人の優しいつながりによる支え合いを大切にしていきます。

(1) 消防、防災体制の充実

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 地域防災の要である消防団員の確保に向け、機能別団員の在り方及び協力体制等について見直し、加入促進を図ります。
- 知見に長けた防災専門員を防災体制に位置付け、体制の強化を図るとともに地域を交えた話し合いを通じて、地域の自主防災力を高める、災害に強い町づくりを実現します。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
消防団の組織体制と装備の充実 ・将来を見据えた消防団の組織見直し ・消防能力の向上のための研修、訓練の実施 ・消防団員の安全を目的とした装備品、資機材の整備	令和6年度組織改編に向けた周知 継続実施 継続実施	令和6年度～組織体系の改編 令和6年度～全団員対象訓練の継続 整備完了
地域における防災意識の向上と自助・共助体制の推進 ・防災学習会の開催 ・地域防災マップの作成 ・自主防災組織の育成	継続実施 継続実施 継続実施	令和6年度～消防団との連携強化 作成完了 令和6年度～地区毎の防災訓練の実施

(2) 安心・安全の地域づくり

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 子どもや高齢者に対する地域での見守り活動を推進し、住民一人ひとりがお互いの安全を意識できる関係を作ります。特に防犯連絡協議会三朝支部による連携を強化します。
- 交通安全運動を推進するため、警察や交通安全協会三朝支部、交通安全指導員協議会等と連携し、定期的な交通安全啓発活動を実施します。
- 空家等対策協議会と連携を図りながら、管理不全家屋の指導・助言等を通じて、除却だけでなく空家の有効活用を含めた取り組みを進めます。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
交通安全対策の推進 ・警察・交通指導員による定期的な指導 ・運転免許自主返納の促進	継続実施 継続実施	継続実施 継続実施
防犯及び消費者行政の推進 ・巧妙化する特殊詐欺防止に向けた啓発活動と被害相談対応 ・管理不全家屋の調査 ・管理不全家屋除却支援事業の見直し ・空家等対策計画の策定	継続実施 令和5年度 実施 空き家対策総合支援事業の活用 策定済み	令和6年度～警察との連携強化 3～5年に一度実施 継続活用 令和10年度 新たな対策計画策定

2. 未来につなげる公共交通

【基本方針】

「山中三谷」と称される細長い谷筋に集落が点在する特徴的な地形を持つ三朝町での生活において、交通手段の確保は欠くことのできないテーマです。時代と共に多様化・複雑化する町民ニーズに対し、路線バスによる対応は困難になりつつあります。未来を見据え、持続可能な公共交通サービスの構築に向けた検討を進めていきます。

(1) 公共交通の確保

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 小中高生の通学手段や町民の生活を支える移動手段として、町営バスの運行をはじめとした不便を感じない公共交通体制の構築・確保維持に努めます。
- 三朝町を訪れる多くの観光客の移動手段として、県内中部の観光地との連結を視野に入れた利便性の高い公共バス路線、ダイヤの調整に努めます。
- 子どもから高齢者まで多くの町民が移動に使い、生活はもとより社会参加や地域活動の活性化につながる持続可能な交通環境の整備に努めます。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
誰でも使える公共交通 ・公共バスニーズ調査 ・ニーズに合った運行調整 ・小中高校生のバス利用助成	R1 実施 適宜実施 継続実施	定期的実施 適宜実施 継続実施
安心した生活への交通体系づくり ・地域交通アンケート調査 ・地域協議会との地域交通会議 ・町営バスの運行 ・地域公共交通再編実施計画の策定 ・都市間交通としての高速バスの確保 ・公共交通を補完する共助交通の在り方検討	R1 実施 協議会委員として参加 令和3年度運行開始 R1 策定 検討中 検討中	定期的実施 協議会委員として参加 令和6年度～ 運行形態の改善 令和10年度 新たな再編計画策定 令和6年度～ 確保・維持 令和6年度～ 共助交通実施計画の策定

3. 安全・安心な生活

【基本方針】

上下水道や道路といった公共インフラの維持は、町民の生活に直接つながる重要なものです。行政の責務として、安全・安心な水の供給と排水処理、道路網の維持管理に努めます。

(1) 安定した水供給と適正な排水処理

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 安全・安心な水の安定供給を行うため、上水道区域、簡易水道区域とも適切な更新、維持管理に努めるほか、施設管理業務委託を導入し異常時の対応も進めます。
- 公共用水域の水質保全のため、計画的な老朽管更新を進めるほか、また施設の日常管理や緊急時対応の業務委託を継続します。
- 施設統廃合（共同化・広域化）の詳細検討を行うため、令和5年度から中部地区が一体となって準備を進めます。
- 令和6年度から下水道事業と集落排水処理事業へ地方公営企業法を適用し、簿記会計の導入や資産の適正管理など経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に努めていきます。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
安定供給の推進 ・老朽管の更新	2,667m	施設全体の更新整備の実施（耐震化を含む）
公共用水域の水質保全 ・生活排水処理の普及促進	生活排水処理人口普及率 100% (R4 : 98.5%)	生活排水処理人口普及率 100%
広域化の検討 ・将来の人口減少を見すえた広域化の検討	中部地区で追加メニューの検討	広域化事業の実施検討

(2) 安全で円滑な地域道路網の確保

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 高度成長期に建設された道路や橋りょうなどの社会基盤の老朽化が進んでいます。町民が安全で快適に利用できるよう、計画的な更新や補修を進め快適性と安全性を確保します。
- 冬期間の交通確保は、町民生活と経済活動に欠かせない課題となっています。降雪時には

計画的に除雪を行い、町民生活の安全と安心の確保に努めます。

- 山陰道の整備と併せ、鳥取県中部へのアクセス改善について、県や関係市町と連携した取り組みを進めます。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
橋りょうの長寿命化 ・補修を要する橋梁 20 橋への対応 (内補修済 10 橋)	20 橋の補修完了	定期点検の結果に基づく補修の実施
道路の除雪 ・除雪体制の確保 (除雪路線 133 路線延長 52Km)	継続実施 (除雪延長 53Km)	継続実施 (除雪延長 54Km)



第3章 いのちと健康を育む町

1. いのちを育て・守り・支える
2. 健康長寿のすすめ
3. 共生社会を目指して

1. いのちを育て・守り・支える

【基本方針】

町の宝である子どもたちの未来を創っていくのは、今を生きる私たち大人の使命です。行政による子育て環境の充実に加え、子どもたちが大人に成長するまでの過程において、地域の人とのつながりの中で温かく見守られ、支えられることが必要です。地域で育った子どもたちが、次代の町を支えることにつながる取り組みを進めます。

(1) 子育て環境の充実

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 「子ども・子育て支援事業計画」の点検・評価を行い、子育て当事者のニーズに応じた子育て支援事業の実現に向け、新たな課題の抽出や効果的な事業展開を行います。
- 国の子育て支援制度の充実を受け、新しい支援や情報提供の充実を図り、誰にとっても安心して出産・子育てができる環境整備を行います。
- 町内でも、取り組みが進んでいる地域の好事例を参考にするなどし、町全体で地域ぐるみでの子育てへのかかわりを推進します。
- 誰にとっても健全な産後が過ごせるよう、個々のニーズにあった産後ケア事業に努めます。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
子ども・子育て支援指針の見直し ・子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施	平成31年度～実施	継続実施
子どもが育つ環境の充実 ・保育所における保育士の確保 ・特色ある保育の実施	待機児童0人 年1～2回	待機児童0人 年1～2回

<ul style="list-style-type: none"> ・保育士全体研修実施（保育の質の向上） ・保育所の今後のあり方検討と維持 	継続実施 検討実施（R5末竹田閉園）	継続実施 2園体制の維持（みささ、賀茂）
切れ目のない子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援ポータルサイト、子育て応援ガイドブック、まちコミメールを活用した情報発信 	まちコミメール登録率 69% ポータルサイトのユーザー数 月平均 2,410 件 インスタグラムのフォロワー数 94	まちコミメール登録率 90% ポータルサイトのユーザー数 月平均 2,500 件 インスタグラムのフォロワー数 200
地域ぐるみの子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所と地域の交流活動の推進 ・出張子育て支援センターの運用 ・乳幼児・児童虐待予防のため、関係機関・地域の見守り体制の強化 	継続実施 実施形態の検討中	継続実施 令和6年度～ 開設・運用 継続実施
母子の健康管理に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実 ・産前・産後ケアの充実 	乳幼児健診受診率・乳児全戸家庭 訪問実施率 100%	乳幼児健診受診率・乳児全戸家庭訪 問実施率 100%

（２）地域福祉の推進

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 誰もが気軽に集い話ができる地域での通いの場を増やし、住民同士のふれあいを通じて仲間づくり、居場所づくりに取り組みます。
- 支え愛マップの取り組みを推進し、住民同士の支え合い、共助の取り組みを推進します。
- 住民同士や多世代交流の充実に向け、交流活動の企画・運営ができる人材を育成し、地域のなかで活躍の場を設けます。
- 地域包括支援センターを中心に、民生児童委員をはじめ地域の見守り協力者や三朝町社会福祉協議会他関係専門機関と連携し、様々な相談に応える体制の整備に努めます。
- 福祉的な役割を担う町営住宅の長寿命化計画に基づき、適切な維持管理に努めます。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
共に支え合える地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ・地域ネットワークの構築 （地域協議会・集落での座談会・連携会議など） ・地域サロンなどの普及啓発 	集落福祉推進 2カ所 公民館サロン 15ヶ所	集落福祉推進 10カ所 公民館サロン 25ヶ所

<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり指針によるふれあい・交流活性化プランの策定・実践 ・支え愛マップの取り組み推進 	取り組み実績 3 集落	令和 6 年度～ 実態調査・計画策定 令和 6 年度～ 推進活動 取り組み集落 15 集落
地域を支える人づくり <ul style="list-style-type: none"> ・交流活動コーディネーターの育成配置 ・集落内の各種役員（区長・民生児童委員など）との連携強化 ・愛の輪運動の推進 ・各種ボランティア活動の登録、普及拡大 	高齢者等の見守り活動勉強会開催 集落福祉推進 2 カ所 愛の輪協力員 24 人 ボランティア個人団体登録 245 人	2 人（集落支援員） 集落福祉推進 10 カ所 愛の輪協力員 40 人 ボランティア個人団体登録 300 人
相談支援の体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・専門機関との連携強化 ①保健・福祉・医療関係機関との連携 ②生活困窮・就労支援機関との連携 ③権利擁護・成年後見人などの支援体制整備（高齢者・障がい者） 	在宅医療・介護連携の推進 法人後見の整備（三朝町社会福祉協議会）	法人後見の継続 関係機関と連携した相談支援体制の確保

（３）地域医療体制の充実

①後期基本計画（令和 6 年度から令和 10 年度）の実現目標

- 今後も安心して適切な医療サービスを受けることができる地域医療体制の継続に努めます。
- 夜間や休日に適切な診療が受けられるよう、鳥取県中部医師会や中部 1 市 4 町で連携し、適切な診療体制を継続します。

②主要施策目標（令和 10 年度）

主要施策	R 5 年度見込	R10 年度目標
地域医療体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・個人病院（在宅医療機関）と総合病院（有床医療機関）の確保 ・地域医療体制検討会の開催 	個人病院 2 歯科医 2 総合病院 1	個人病院 2 歯科医 2 総合病院 1 令和 6 年度～ 年 1 回
救急医療体制の充実		

2. 健康長寿のすすめ

【基本方針】

高齢化社会を迎え、誰もが望むことは、いつまでも元気に自分らしく地域での生活をおくることです。健康対策、医療体制、地域での見守りといった多面的な支援を充実させながら、長年過ごしてきた三朝町で、いつまでも暮らしていける福祉施策を進めていきます。

(1) 高齢者福祉の充実

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 高齢者の生きがい活動の支援と、サロン等の通いの場を増やして地域参加の促進を図るとともに、高齢者が自由に外出できる環境の整備を行います。
- 高齢者の生活を支える「地域包括ケアシステム」の推進に取り組むとともに、高齢者の生活課題の把握・解決にむけた取り組みを行います。
- 高齢者が安心して介護サービスを受けることができるよう、介護サービス事業者をはじめとした関係機関と連携します。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
元気な高齢者の創出 ・高齢者の生きがいづくりの推進 ・地域社会参加の推進	地域で開催される高齢者の集い、通いの場（サロン）の推進	地域で開催される高齢者の集い、通いの場（サロン）の推進
高齢者や介護者への支援体制の充実（地域包括ケアシステムの深化・推進） ・自立支援、介護予防・重度化防止の推進（体力筋力強化教室、いきいきサロン事業、外出支援サービス事業） ・認知症施策の推進（認知症カフェの実施） ・生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進（生活支援体制整備促進協議会） ・高齢者の見守り、地域支え合いの推進（介護支援ボランティア事業）	いきいきサロン事業年間 48 回 延 500 人 外出支援サービス事業 年間 200 回 生活支援体制整備事業 協議体会議年 2 回、地域支え愛講座、ショッピングデイサービス 介護支援ボランティア登録者 19 人	いきいきサロン事業年間 48 回 延 500 人 外出支援サービス事業 年間 200 回 生活支援体制整備事業 協議体会議年 2 回、地域支え愛講座、ショッピングデイサービス 介護支援ボランティア登録者 25 人

(2) 健康づくりの推進

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 効果的な事業実施のため、健康づくり事業の目標値を示します。また、誰一人取り残さないための環境整備や、高齢化社会の中で必要な、地域ぐるみでの健康づくりの取り組みを推進します。
- 三朝温泉病院、岡山大学などと連携し、三朝温泉の泉質が持つ健康効果の活用と運動を取り入れた新たな健康増進プログラムを創るほか、拠点となる施設を整備し、ソフトとハードの両面から温泉を活用した健康まちづくり事業を進めていきます。
- がん検診や健康診査の受診しやすい環境整備に努めるとともに、効果のある保健指導を目指して、新たな方法を取り入れて行きます。
- 自身の心の不調に早期に気づき休養すること、また、周囲の人の気づきを促すことができるよう、家庭、地域、学校、職場などでの一層の取り組み強化に努めます。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
生活習慣の改善と健康づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・歯科健診の実施 ・「元気生活力」チェックの調査 ・「地域サロン」の育成、支援 ・歩数管理アプリの導入とインセンティブの付与 ・情報発信の強化 ・健康教室の開催 ・温泉を活用した健康増進プログラムの調査・研究 ・医療機関等との連携による町民の健康づくり推進 	歯科健診（5歳刻み年齢）の実施率 15%（R4：9.1%） ウォーキング事業で、歩数管理アプリを活用 自身の健康感について、「とてもよい」「まあよい」と感じている65歳以上の人の割合 80%（R5実施：79.6%）	歯科健診（5歳刻み年齢）の実施率 20% 歩数管理アプリ活用者の増加 自身が健康感について、「とてもよい」「まあよい」と感じている65歳以上の人の割合 85% 令和6年度～ 広報みささ特集 年3回 令和6年度～ 地区健康教室 年3回／協議会 温泉を活用した健康まちづくり事業と運動して実施 令和6年度～ 温泉運動浴の実証
がん・生活習慣病対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診者への保健指導の強化 ・がん、特定健診の未受診者への受診勧奨の強化 ・受動喫煙を防止するための意識啓発と制度の周知 	保健指導実施率 50%（R4:46.3%） 特定健診受診 40%（R4：40.6%） がん検診受診率 30.5%（5大がん平均） 検（健）診受診状況の実態調査の実施	保健指導実施率 60% 特定健診受診 60% がん検診受診率 40%（5大がん平均）
「こころ」の健康づくり対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学習会の実施 		

<ul style="list-style-type: none"> ・睡眠キャンペーン ・相談機関の周知 	<p>自死者 0 人 (R4)</p> <p>事業所訪問により相談窓口の周知</p>	<p>自死者 0 人</p> <p>事業所訪問により相談窓口の周知</p> <p>学校との連携を強化</p>
---	--	--



3. 共生社会を目指して

【基本方針】

心や身体に障がいを持った人も、そうでない人も、共に自分らしい生活をおくることができる町でなければなりません。“みささの温かさ” で、しっかりと支え続けます。

(1) 障がい児・者福祉の充実

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 障がい者の置かれている環境を十分に理解し、差別や偏見といった「心」の中にある障壁を取り払うための広報・啓発活動を推進します。
- 地域における障がい者の支援に関わる協力者などの人材の確保・育成に向け、保育園、小中学校と連携した取り組みを行います。
- 住み慣れた地域で安心して生活をおくするため中部圏域で連携しながら雇用の場の確保を含む総合的な支援の実施、地域生活拠点の整備、住環境の充実などに取り組みます。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
広報・啓発活動の推進 ・福祉施策の情報発信 ・関係団体のイベント参加・協力 ・あいサポート条例の推進	啓発イベント、研修会等のチラシ配架 やポスター掲示、また町報への掲載等	啓発イベント、研修会等のチラシ配架や ポスター掲示、また町報への掲載等
福祉教育の充実と交流教育の推進 ・福祉教育の実施 ・継続的な交流教育	計画に基づき事業実施	町内保育所、小中学校で実施
地域における生活支援体制、地域生活拠点の整備 ・相談・情報提供支援体制の整備 ・障がい福祉サービスなどの充実 ・移動困難な者の移手段の確保	相談拠点機関を委託設置 計画に基づき事業実施 交通費助成により代替実施 タクシーチケット助成 通院・通所費助成	相談拠点機関委託設置1ヶ所を継続 今後を見据えた方針の決定 交通費助成制度の周知

第4章 豊かな資源を活かす町

1. 観光業の活性化
2. 商工業の活性化
3. 農林業の活性化
4. 地域資源の活用に向けて

1. 観光業の活性化

【基本方針】

観光形態の多様化と、インバウンドによる外国人観光客の増加など、観光業を取り巻く情勢は時代と共に変化しています。本町においても時代に即しながら、三朝温泉を中心とした観光資源、豊かな自然環境、魅力的な産物を有する農林業、価値のある文化財など、町の魅力を最大限に響き合わせながら、“みささしにかなない新たな魅力づくり”を進めます。

また、広域観光の視点もこれまで以上に重要であり、県内外の観光資源との連携した取り組みを進めます。

(1) 観光の町の推進

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- SNSを活用したイベント情報やテレビ、雑誌の取材等、情報発信による誘客に努めるとともに、温泉街での新規事業者の創業に努めます。
- 日本遺産の核となる「三朝温泉」「三徳山」を中心に、その魅力をサブストーリーとして造成・発信することで、地域の魅力を磨き上げ、観光客の満足度向上・経済の好循環に繋がります。
- インバウンドにも人気の温泉の魅力や入浴作法を紹介するラジムリエのテキストである「ポケットラジムリエ」を多言語で作成・活用を図ることで、観光客の温泉に関する知識・理解を深め、満足度向上による現代湯治・日本遺産の推進に繋がります。
- ふるさと納税中間管理事業者の導入により、返礼品の新規開拓を行い、寄付額の増加に努め町全体の振興に結びつけていきます。
- 町内外の観光団体との連携を進めることで、圏域の観光振興を進め、地域全体の経済の好転に努めます。今後、同じテーマを持つ日本遺産認定地や近隣市町との連携を進め、広域観光を加速化させます。
- 令和6年度以降の日本遺産地域活性化計画では、観光客数を増加させる取り組みのほかに、高付加価値化にシフトしつつ、ブランド力強化のため、国の補助事業を積極的に活用

するとともに、2025年の関西万博を見据えたインバウンド誘客にも注力し、将来に繋がる取り組みとします。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
健康温泉リゾートの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・温泉資源活用施設の建設と活用 ・空き店舗などの活用 ・ソフト面を含めた受け入れ体制の整備 ・現代湯治の推進 ・PR、プロモーションの充実 	日本人 宿泊者数 300,000 人 (R4 : 240,612 人)	日本人 宿泊者数 356,000 人 (R5 を 100%とした場合、18%増加)
外国人観光客への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・案内、メニューなどの多言語化 ・キャッシュレス決済への対応 ・SNSなどを活用した情報発信 	外国人 宿泊者数 10,000 人 (R4 : 1,723 人)	外国人 宿泊者数 23,000 人 (R5 を 100%とした場合、230%増加)
地域資源（日本遺産）を活用した町の魅力づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ラドン温泉の健康効果の活用 ・三徳山などの文化財の活用 ・農業や林業などと連携した資源の活用 ・三朝温泉ランドデザインの作成 	各団体・部局との連携実施	新たな日本遺産地域活性化計画に沿って、引き続き各団体・部局と連携

2. 商工業の活性化

【基本方針】

時代の流れと共に進む道路交通網の整備は、町民の生活圏域の拡大につながり、近隣市町への大型店舗の進出は、町内における町民に密着した商業経営の困難さを招いています。本町の商工業の再生に向けて、国内外からの観光客による経済効果を十分に活かせる体制を構築し、三朝温泉ブランドの確立を進めます。

また、町内に点在する空き店舗の有効利用に向けて、商工会と連携しながら新たな取り組みを進めます。

(1) 商工業のにぎわいづくり

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 地域の産業を支える事業者を支援するとともに、後継者不足などの理由から廃業を防ぐため、事業承継を含むあらゆる手段を模索し、本町商工業の支援を図ります。
- 地域を支えるさまざまな担い手の育成・確保を推進するため、起業、創業、業務拡大といった一貫した経営支援を商工会と連携しながら行い、経営支援と併せて就労環境の整備へつなげていきます。
- 商工会を中心とした三朝温泉ブランド化事業とともに、地域おこし協力隊による新たな観光商品、特産品（日本遺産関連）などの開発に取り組みます。
- 空き店舗を活用した取り組みを推進するため、商工会と連携し、空き店舗物件のリサーチを進め、起業・創業に取り組む意欲のある方を支援します。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
事業者支援制度の充実 ・商工会事業支援 ・工場設置奨励事業 ・借入に対する利子補助事業	継続実施	継続実施
三朝温泉ブランド化事業の推進 ・新たな商品などの開発（日本遺産関連） ・各店舗の魅力創出と発信力強化 ・販売促進事業の充実	新事業の開拓等 5件 (～R4：2件)	新事業の開拓等 5件
空き店舗の活用 ・空き店舗の把握とデータ化、紹介等の総合窓口の設置 ・創業支援と情報発信	新規出店 8店舗 (～R4：6店舗)	新規出店 10店舗

3. 農林業の活性化

【基本方針】

町の豊かな自然環境の中で生産される農林産物は、その一つ一つが存在感を持ち、“みささ”をPRできる魅力を持っています。本町を応援していただく多くの方のアドバイスを得ながら、担い手を育成し、新たな発展につなげていきます。

(1) 農林業のにぎわいづくり

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 持続可能な水田農業の育成に向け、推進計画を作成し、新しい担い手対策や基幹作物の育成とそのための農家サポート事業を拡充します。
- 三朝米、神倉大豆の現状を踏まえ、生産体制等の強化や日本遺産の取り組みにつながる新しい商品開発による販路の拡大を図り、良品生産による農家所得の拡大につなげます。
- 果樹農家と畜産農家を支援し、特産物の振興と耕畜連携による土づくりを推進します。
- 県内のジビエ関係者との連携や捕獲従事者の育成を通じて、有害鳥獣対策の推進と日本遺産の取り組みにつながる新たな地域資源としての活用に取り組みます。
- 森林資源の有効活用に向け、鳥取県中部森林組合や中部市町村との連携を図り、森林管理制度の運用、森林環境譲与税を活用した事業の推進等による森づくりを通じ、森林環境の保全と林業の活性化に取り組みます。
- 人・農地問題について、集落や地域の実態を把握し、農業委員会などと連携しながら、生産基盤の集約化と荒廃農地の森林化や里部における農地利用の適正化に取り組み、優良農地と美しい農村景観を次代につなげる取り組みを進めます。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
持続可能な水田農業の推進 ・推進計画の策定 ・新しい担い手の確保 ・新規基幹作物の育成 ・農家サポート事業の拡充	未策定 継続実施 R3からブロッコリーの作付を推進 検討中	令和6年度 「持続可能な水田農業振興プラン」策定 第6期日本型直接支払交付金の計画策定 新規就農者の確保 5人/年間 ブロッコリー 5ha グリーンサービスの体制強化 農産物の直販事業 5,000万円
三朝米と地大豆の振興 ・生産体制の強化と販路拡大	継続実施	令和6年度～

		三朝米栽培面積 250ha 三朝神倉大豆 40ha (土づくり対策 100ha) 新商品の開発 2 品目 推進員の配置 1 名
果樹・畜産の振興 ・果樹栽培の振興 ・畜産経営の振興 (耕畜連携事業の推進)	検討中 検討中	令和6年度～ 保ケ平果樹団地の振興策検討 令和6年度～ 地力増進に向けた耕畜連携事業 (体制づくりと施設整備の検討)
有害鳥獣対策の推進 ・イノシシ、シカ対策 ・ジビエ事業者との連携	継続実施 日本猪牧場との連携	令和6年度～ 対策事業の見直し・推進 推進員の配置 1 名
新たな森林管理計画への取り組み ・森林資源の有効活用 ・林業事業の活性化	継続実施 継続実施	令和6年度～ 森林経営管理制度の運用 450ha 実施 森林環境贈与税を活用した事業の推進 Jクレジット事業の推進 3か所 令和6年度～ 木材集荷施設整備 1 施設
生産基盤の集約化 ・生産基盤の集約化／荒廃農地森林 化／農地有効利用		令和6年度 「地域計画」の策定 令和6年度～ モデル集落・地域の取り組み 3 地区 推進員の配置 1 名



4. 地域資源の活用に向けて

【基本方針】

日本遺産の構成文化財でもある三徳山投入堂、三朝のジンショといった普遍的価値の高い文化財は、本町にとってかけがえのない宝です。今後は、地域に伝わる伝統文化など、活用できていない貴重な地域資源を掘り起こし、これらに磨きをかけながら、さまざまな分野における“みささの魅力”と交わり響かせ、新たな観光資源としていきます。

(1) 文化財の保存と活用

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 町内の文化財について、適時調査を実施し、その価値の解明と適正な保存、管理に努め、必要に応じて、日本遺産の構成文化財に追加し、活用を図ります。
- 町の宝となる文化財の適正な保護・保存に向け、国・県への積極的な働きかけを行います。
- 町内全域の文化財について、適正な保存を前提としつつ、一体的な活用を行っていくための「文化財保存活用地域計画」を策定し、総合的な活用を推進します。
- 学校教育や社会教育の場を活用し、町民の文化財に対する理解の向上に取り組みます。
- 日本遺産の認定を受けた三徳山を中心とした町内文化財の価値などについて、積極的に情報発信を行い、町のイメージアップと活用につながる取組みを推進します。
- 日本遺産の核となる「三徳山」「三朝温泉」を中心に、その魅力をサブストーリーとして造成・発信することで、文化財そのものの価値を高めるとともにインバウンドを含めた観光客の地域の文化や伝統への理解を深め、満足度向上に繋がります。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
文化財の調査 ・三徳山の価値を証明するための調査 ・文化財の保存管理状況の把握	継続実施 継続実施	継続実施 継続実施
文化財の保存 ・文化財保存活用地域計画の策定 ・三徳山・小鹿溪の保存活用計画策定 ・文化財指定の推進 ・指定文化財修繕支援	令和8年度策定 令和4年度策定・令和5年度認定 継続実施 継続実施	日本遺産地域活性化計画（R6～）の計画期間中に策定（作成・公開） 令和4年度策定・令和5年度認定 継続実施 継続実施
文化財の活用 ・情報発信媒体の多様化検討	継続実施	継続実施

・文化財マップの作成・公開	令和 8 年度作成・公開	日本遺産地域活性化計画（R6～）の計画期間中に策定（作成・公開）
・講座などの開催	年 2 回	年 3 回
・日本遺産の認知向上のための情報発信	年 10 回	年 10 回

（２）産業の振興

①後期基本計画（令和 6 年度から令和 10 年度）の実現目標

- 民間企業・事業者の誘致を踏まえ、まちの活性化や移住・定住につながる「しごと」づくりを目指し、小学校跡地の有効活用に向けて進めます。
- 町内光ファイバー化（F T T H 化）を有効的に活用した産業の振興に努めます。

②主要施策目標（令和 10 年度）

主要施策	R 5 年度見込	R10 年度目標
学校跡地の利活用 ・学校跡地の有効活用	活用検討中	3 校舎の方針決定と活用
町内光ファイバー設備の活用 ・町内光ファイバー設備の有効活用の検討	高齢者見守りサービスを実施 その他も検討中	新規取り組みの検討・実施



第5章 笑顔で元気に暮らせる町

1. みささらしい暮らしを創る
2. つながりを大切にする地域づくり

1. みささらしい暮らしを創る

【基本方針】

三朝町での有意義な暮らしを実現するためには、町の持つ魅力を受け入れ、積極的に活かす姿勢が求められます。人との出会いや交わりを通じて、三朝ならではの魅力を暮らしの中で共有し、豊かな“みさ暮らし”を実現します。また、この暮らしを町の新たな魅力として発信し、移住・定住の推進につなげます。

(1) 多様な暮らし方への応援

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 行政は、町民が主体的に自分たちの地域を考える機運の醸成に取り組み、町民は地域活動を有意義に取り組むスタイルを創ります。
- これから地域や町の中心となる若者が、“住み続けたい”“住んでみたい”と思えるよう、子育て環境の充実を図るとともに、若者にとって魅力のある地域づくり・町づくり事業に取り組みます。
- 現代の若者の考えを的確につかみ、三朝の中で若者が集い、考え、町づくり活動を実践することのできる環境を創ります。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
町民が楽しむ地域づくり ・若者地域づくり会議 ・ワークショップの開催 ・みんなで創り上げる協働事業	デジタル同窓会などの機会を活用して実施 検討中 検討中	令和6年度～実施 令和6年度～年2回 若者ワークショップ／多世代交流ワークショップの開催 令和6年度～実施
若者が定住しやすい環境づくり		

・移住・定住促進につながる環境整備	移住・定住促進補助対象者の拡充	令和6年度～ 情報発信の強化 移住・定住促進事業の拡大 支援補助金の見直し・拡充 お試し環境の提供 推進員の配置 1名 相談会との連携強化
・結婚対策の推進		
若者の集いを創出		
・集える場の創出	オンラインを活用して実施	各種懇談会の構成見直し (若者・女性の参加推奨)

(2) 環境保全と廃棄物の減量化

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 住民の環境意識の向上を図るとともに、環境保全活動に向けた広報・啓発及び環境教育の推進に努めます。
- 不法投棄や野焼きなど、環境保全に影響を及ぼす行為を未然に防ぐよう禁止看板の設置など行い、周知徹底を図ります。
- 住宅用太陽光発電システム等の設置費の補助金を継続し、再生可能エネルギーの利用促進を図ります。
- ゼロカーボンシティの達成に向け、行政が率先して温室効果ガスの排出量削減に向けて取り組むほか、家庭や事業所における対策の啓発及び実践活動の促進に努めます。
- 三朝の美しい景観を未来永劫に保全していくため、三朝町景観計画に基づく景観形成のための取り組みを進めます。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
環境保全対策の推進		
・町内一斉清掃の実施	1人1日当たりの排出量 965 ^㉙ 一般廃棄物リサイクル率 31.0%	1人1日当たりの排出量 872 ^㉙ 一般廃棄物リサイクル率 35.7%
・環境パトロール、トレー回収	継続実施	継続実施
・子どもエコクラブへの補助	令和8年度策定	令和8年度策定
・食品ロス削減の推進	県主催の「とっとりフードドライブへの参画」 2回/年	町主催事業の実施
地球温暖化防止対策の推進		

・再生可能エネルギー導入補助	温室効果ガス総排出量（二酸化炭素総排出量-町内森林の二酸化炭素吸収量） △23 千 t-CO ₂	温室効果ガス総排出量（二酸化炭素総排出量-町内森林の二酸化炭素吸収量） 0（ゼロ）以下を維持
景観の保全 ・景観計画の設定	R4 景観条例設定	令和6年度～ 景観計画の策定・運用



2. つながりを大切にする地域づくり

【基本方針】

三朝町での暮らしは、豊かな自然と地域における良好な人のつながりがもたらす温かいものです。時代の流れと共に集落の人口が減り、この暮らしがままならなくなってきました。集落や地域における人のつながりを再生し、一層大切にしながら、三朝の温かい暮らしを守っていきます。

(1) 共につながり活力あるコミュニティ

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 三朝町地域づくり指針を基礎とし、各地域の将来像を描き、時代に対応した地域住民のニーズに応じた事業を進め、持続可能な地域社会へ進めていきます。また、行政の役割として、既存の公共施設の役割を整理しつつ、地域それぞれの主体的活動の拠点を整備します。
- 住民との積極的な話し合いを通じて、具体的な行政支援などの手法を組み立て、効率的な地域の活性化につなげます。
- 山間部の集落では、高齢・過疎化により集落機能の維持が難しくなっております。新たに「まちづくりセンター」を創設し、地域協議会との連携のなかで身近な支え合いなどの必要な体制を構築し、持続可能な地域社会を創造します。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
自立した地域コミュニティ		
・地域活性化交付金事業	継続	令和6年度～ 地域協議会の体制強化 (共助活動)
・集落支援員の配置	地域協議会の在り方検討会で協議	集落支援員の配置 若干名
・地域ビジョンの策定	地域づくり指針策定	適宜更新
・地域拠点施設の整備	まちづくりセンター構想着手	地域拠点施設の整備・充実 6施設 まちづくりセンターの開設・運営
・地域おこし協力隊の配置	令和5年度 2人	6人
・協議会連合会協働研修会	検討中	令和6年度～実施
・地域協議会×集落	検討中	令和6年度～実施
集落維持への支援		
・集落支援員の配置	地域協議会の在り方検討会で協議	専属集落支援員の配置
・集落支援体制の構築	地域協議会の在り方検討会で協議	令和6年度～実施

(2) 国内・国際交流の推進

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 国際交流員や外国語指導助手の活躍の場を広げるにより、次代を担う子どもたちの国際感覚の醸成に努めるとともに、町全体を通じて国際性豊かな人材の育成に努めます。
- 国際交流員によるSNSを活用した発信を多言語で展開するとともに、日本政府観光局等の機関と連携し、海外からの観光客の増加に努めます。
- 国内交流では、新たに茨城県大洗町と友好都市協定を締結し、相互交流の道筋が確立できたことから、更なる交流発展を図るほか、観光振興につながる取組みを推進します。
- 国内外のさまざまな地域、団体（日本遺産認定団体）などとの幅広い交流を継続的に進め、新たなつながりを見出すなど、官民分けることなく、多彩な交流を模索し、交流人口の増加に努めます。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
国際交流の推進 ・フランス ラマルー・レ・バン町との交流促進 ・台湾台中市石岡区との交流促進	アフターコロナからの交流再開	交流人口増加
国内交流の推進 ・京都府城陽市との交流促進 ・滋賀県多賀町との交流促進 ・茨城県大洗町との交流促進 ・岡山県鏡野町との交流促進 ・関係人口創出のための交流促進	アフターコロナからの交流再開	交流人口増加 国内自治体との交流推進

(3) 町づくり応援団の充実

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 外から見た三朝町に対する意見を大切に、「三朝の良さ」を伸ばす取組を進めるとともに、改善すべき点について耳を傾け、対策を進めます。
- さまざまな分野において全国的に活躍されている町出身者や三朝のファンの方は数多くおられます。そういった方々の協力を得ながら関係人口を創出し、新しい“みささの町づくり”を共に進めます。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
外部意見の有効活用 ・各分野における外部意見調査	検討中	令和6年度～活用
プロフェッショナル人材の活用 ・文化芸術面での三朝バイオリン美術館との連携事業 ・岡山大学惑星物質研究所との連携事業 ・町づくり応援団の認定	2回/年 町行事での演奏等、町民が文化芸術に触れる取り組みを実施 検討中 検討中	6回/年 町行事での演奏、単独でのコンサート実施等、町民が文化芸術に触れる取り組みを実施 令和6年度～実施 令和6年度～実施

（4）情報発信と共有の推進

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

- 整備した情報通信基盤を含むデジタル技術を活用した豊かで利便性の高い生活につながる取り組みを推進します。
- 教育、子育て、福祉分野の町の魅力発信においても、デジタル技術を最大限に活用し、若者の定住さらには町外者の移住につなげます。
- ウェブサイトやSNSを活用し、時代に合ったコンテンツを積極的に取り入れるなど、国内外へ町の魅力を最大限かつ有効に発信していきます。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
高度情報通信基盤の整備 ・町内光ファイバー化事業（FTTH化） ・AIを活用したまちづくり実証実験の検討 ・デジタル社会への対応促進	令和3年度 宅内引込工事完了 検討中 三朝大学及び社会教育講座におけるスマホ教室の開催	安定運用に努める 令和6年度～実証実験開始 令和6年度～ 高齢者のデジタルデバイドの解消 スマホ教室 年2回
・教育DXの推進 ・地域DXの推進	令和2年度から本格的に活用 令和4年度 見守り実証事業実施 令和5年度 見守り本格展開実施	令和6年度～ 施策の検討、事業展開 令和6年度～ 施策の検討、事業展開
・情報発信専門員の配置	検討中	令和6年度～ 専門員配置

・各分野の情報発信	継続実施	継続実施、DX強化
-----------	------	-----------

(5) 広域的な連携と計画的な行政運営

①後期基本計画（令和6年度から令和10年度）の実現目標

<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺市町と連携を図り、鳥取中部ふるさと広域連合計画に基づき広域施策や共同事業を効率的に推進します。 ● 県境を越えた隣接市町との連携を図り、抱える共通課題の解決や、共通の社会資源の有効的な活用を図ります。 ● 人口減少問題を分析し、まちづくりの担い手確保（移住定住・関係人口対策）と生活環境の維持（共助体制の確立）に向けた取り組みを推進します。 ● 将来的な人口減少を見据え、インフラの整備、福祉サービスなどの提供体制を安定したものとするため、行政コストの軽減に向けた検討を進めます。 ● 時代の流れを意識した効率的な行政運営が図れるよう、自治体DXの推進や必要に応じて組織体制を見直し、民間のノウハウ・活力を活用するなど、持続可能な自治体運営に努めます。 ● 行政は、本町が将来にわたり輝き続けるために、しっかりとした方針のもと町づくりの基盤を固め、町民が主役の町づくりを支えます。

②主要施策目標（令和10年度）

主要施策	R5年度見込	R10年度目標
広域行政の効率的な推進 ・鳥取県中部定住自立圏共生ビジョンの推進	継続実施	継続実施
持続可能な自治体運営 ・公共施設への民間活力の導入 ・自治体DXの推進 ・地方創生総合戦略の見直し （デジタル分野の推進を追加）	令和5年度 8施設 継続実施 令和2～6年度 第2期地方創生総合戦略	令和10年度 9施設 地域拠点施設における指定管理の導入 推進体制の確立、各部署で事業展開 令和6年度 第3期地方創生総合戦略の策定 （人口減少問題への対応）